

にぎわい拠点の市民ワークショップを開催！

問 事務管理課(☎27-2708)

市は、中心市街地に図書館を中心としたにぎわい拠点を整備する基本構想の素案をまとめました。
この拠点で新たなにぎわいを創り出すためのアイデアを話し合うワークショップを開催します。

皆さんの意見を聞かせてください

皆さんの意見は基本構想の作成に活用します。自由な意見を聞かせてください。全4回のワークショップに参加した人にはISECA1,000ポイントを進呈します。

時 右表のとおり

場 赤石楽舎

対 市内に在住または在勤・在学の15歳以上の人

※中学生は除きます

定 20人

申 申込書に必要事項を記入の上、直接または郵送・ファクス・メールで事務管理課、または専用HPから申し込んでください

※申込書を基に選考を行い、後日結果を通知します
※申込書は事務管理課、市民情報コーナー(市役所・各支所)にあります。市HPからダウンロードもできます

宛先 〒372-8501 (住所不要) 市役所事務管理課、
☎23-9800、✉jimukan@city.isesaki.lg.jp

締切日 7月21日(祝)(必着)

ワークショップのスケジュール

期日・時間	プログラム
第1回 8月9日(土) 午後2時～5時	●現地確認 ●にぎわい創出のための構想
第2回 8月23日(土) 午後2時～4時	●ターゲットとにぎわいのイメージ ●ターゲットの活動実現のための機能やサービス
第3回 8月30日(土) 午後2時～4時	●ターゲット別のサービス ●時間帯別・季節別のにぎわいイメージとサービス
第4回 10月4日(土) 午後2時～4時	●にぎわい拠点形成に向けたソフトプログラムづくり

※スケジュールは変更する場合があります

中小企業GX推進事業費補助金

問 商工労働課(☎27-2754)

市内の個人事業主や中小企業者などがGX(グリーントランスフォーメーション)経営に取り組むための設備投資に係る経費の一部を補助します。対象設備などの詳細は市HPを確認してください。

対 次の条件を全て満たす事業者

●市内に事業所を有する個人事業主または中小企業者など

※学校法人や社会福祉法人なども含みます

●市税の滞納がない

●主な事業の収入が所得税法に定める事業所得として計上されている

●日本標準産業分類に定める農業、林業および漁業に該当する事業を営む者でない

●法人税法(昭和40年法律第34号)に規定する公共法人でない

●政治団体もしくは宗教上の組織または団体でない

●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する事業を営む者でない

対象経費 市内の事務所・工場・店舗などに事業として設置するもので、導入により省エネルギー化が見込めるなど、補助対象の要件を満たす設備の施工費を含む導入経費および撤去処分費

補助金額 対象経費の2分の1以内

※上限額200万円で、千円未満は切り捨てです

申 7月28日(月)から10月31日(金)までに申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて郵送でGX補助金事務局へ

※交付決定額が予算額に達した場合は、申請期間内であっても受け付けを終了します

※申請書は商工労働課にあります。

市HPからダウンロードもできます

宛先 〒371-0013 前橋市西片貝町1-300-5
ルアン第2ビル2階

事業内容などに関する問い合わせは
「GX補助金事務局」へ

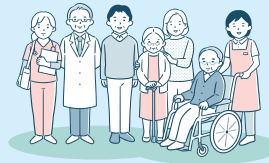
事業内容などの電話相談をGX補助金事務局(☎050-6883-8812)で受け付けています。

時 平日の午前9時～午後5時

介護保険の所得基準の一部が変わります

介護保険法施行令の一部改正により、介護保険における所得基準の一部について見直しが行われました。詳しくは市HPを確認してください。

問 介護保険課(保険料係=☎27-2742・給付係=☎27-2743)



介護保険料算定基準の見直し

65歳以上の人の介護保険料について、第1段階、第2段階、第4段階、第5段階を区分する合計所得金額などが80万円から80万9,000円に変更となりました。

※所得段階ごとの年額保険料に変更はありません



市HP

所得段階と介護保険料(第9期・伊勢崎市)

所得段階	対象				割合	保険料(年額)
第 1 段階	●生活保護を受給している人 ●世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金を受給している人 ●世帯全員が市民税非課税で前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた額」の合計額が80万9,000円以下の人				基準額×0.285(軽減後)	2万500円
第 2 段階	本人が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税の人	本人の前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた額」の合計が	80万9,000円を超え120万円以下の人	基準額×0.485(軽減後)	3万4,900円
第 3 段階		同じ世帯に市民税課税者がいる人		120万円を超える人	基準額×0.685(軽減後)	4万9,300円
第 4 段階				80万9,000円以下の人	基準額×0.85	6万1,200円
第 5 段階				80万9,000円を超える人	基準額	7万2,000円
第 6 段階	本人が市民税課税		本人の前年の「合計所得金額」が	120万円未満の人	基準額×1.20	8万6,400円
第 7 段階				120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	9万3,600円
第 8 段階				210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	10万8,000円
第 9 段階				320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70	12万2,400円
第10段階				420万円以上520万円未満の人	基準額×1.90	13万6,800円
第11段階				520万円以上620万円未満の人	基準額×2.10	15万1,200円
第12段階				620万円以上720万円未満の人	基準額×2.30	16万5,600円
第13段階				720万円以上の人	基準額×2.40	17万2,800円

高額介護サービス費・負担限度額認定申請における所得基準の見直し

高額介護サービス費における住民税非課税世帯の所得基準と、居住費・食費の自己負担限度額における第2段階、第3段階①の所得基準が80万円から80万9,000円に変更となりました。

※自己負担限度額や居住費・食費に変更はありません

高額介護サービス費

所得基準		自己負担限度額(月額)
住民税課税世帯	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の65歳以上の人がある世帯	14万100円(世帯)
	課税所得380万円以上～課税所得690万円未満(年収約770万円以上～年収約1,160万円未満)の65歳以上の人がある世帯	9万3,000円(世帯)
	住民税課税世帯で上記に該当しない世帯	4万4,400円(世帯)
住民税非課税世帯		2万4,600円(世帯)
●高齢福祉年金受給者 ●合計所得金額+課税年金収入額が80万9,000円以下の人 生活保護の受給者		2万4,600円(世帯)
		1万5,000円(個人)
		1万5,000円(世帯)

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

利用者 負担段階	所得の状況		預貯金などの 資産の状況	居住費(滞在費)				食費
				従来型個室	多床室	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	
1	生活保護受給者など	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	550円 (380円)	0円	880円	550円	300円	
2	世帯全員が 住民税非課税	老齢福祉年金受給者 前年の合計所得金額+年金収入額が 80万9,000円以下の人	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	550円 (480円)			650円 【1,000円】	
3①		前年の合計所得金額+年金収入額が 80万9,000円超120万円以下の人	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370円 (880円)	1,370円	1,360円 【1,300円】		
3②		前年の合計所得金額+年金収入額が 120万円超の人	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下					
基準 費用額		[●本人もしくは配偶者、または世帯員が住民税課税の人 ●預貯金額が一定以上の人]		1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	2,066円	1,728円	1,445円

※()内は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の金額

※【 】内は、短期入所生活(療養)介護を利用した場合の金額

※世帯全員には世帯分離している配偶者や内縁関係の人も含む

※「合計所得金額」は地方税法上の合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」を用います